後期高齢者医療制度のお知らせ

～窓口負担割合の見直しに伴う保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証が新しくなります（黄色→橙色）

現在ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和４年９月３０日をもって満了となるため、１０月以降は使用できなくなります。
９月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証をご使用ください。
１０月以降の窓口負担割合が引き続き１割または３割の方も、保険証が新しくなります。

○　新しい保険証の有効期限は、令和５年７月３１日です。
○　紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、
　　奥尻町役場税務国保課国保年金係までお申し出ください。

新しい保険証は　橙色　です

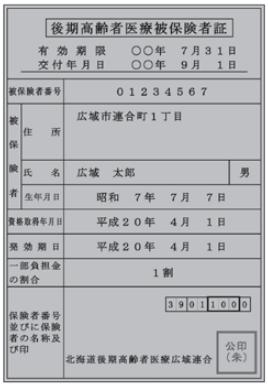
後期高齢者医療被保険者証

有効期限　○○年　７月３１日
交付年月日　○○年　９月　１日

被保険者番号		０１２３４５６７
被保険者	住所	広域市連合町１丁目
	氏名	広域　太郎　男
	生年月日	昭和　７年　７月　７日
資格取得年月日		平成２０年　４月　１日
発効期日		平成２０年　４月　１日
一部負担金の割合		１割
保険者番号並びに保険者の名称及び印		３９０１１００８ 北海道後期高齢者医療広域連合　公印（朱）

※減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）は有効期限が令和５年７月３１日までのため、再交付しません。

■　一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和４年１０月１日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合３割）を除き、医療費の窓口負担割合が２割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者を除き、医療費の窓口負担割合が２割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約２０％です。

■　窓口負担割合が２割となる方は、以下の項目すべてに該当する方です

○住民税課税世帯で、３割負担（現役並み所得者）ではない
○同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
○年金収入＋その他の合計所得金額が、
　・被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
　・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

■　見直しの背景

令和４年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約４割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062　札幌市中央区南２条西14丁目国保会館６階
電話　011-290-5601

奥尻町役場　税務国保課国保年金係
〒043-1498　奥尻町字奥尻８０６番地
【電話】01397-2-3406